

注意!!

クレーン機能を備えた 車両系建設機械の取扱いについて

本年度、管内をパトロールし目立つことは、クレーン機能を備えた車両系建設機械で吊り作業を行っているにもかかわらず、**クレーンモード**に切り替えていないこと。

当該建設機械は、掘削も出来るしクレーンモードに切り替えることによってクレーンとしても使える優れたものですが、使い方を間違えると大きな事故につながります。

面倒くさいからだとか、ちょっとだからは通用しません。適切なモードでの作業を行いましょう！（署長より）

1 クレーン機能を備えたドラグ・ショベルとは

動力伝達装置は油圧式で、油圧シリンダーや油圧モーターを動かしてクレーンを作動させます。また、クレーン・ショベルモードの切換えとフックのセットアップにより1台の機械で移動式クレーンとドラグ・ショベルに使い分けができます。

2 安全装置

車両系建設機械として常備している安全装置（ヘッドガード、前照灯など）のほか、移動式クレーン構造規格に基づいた下図の安全装置が装着されています。

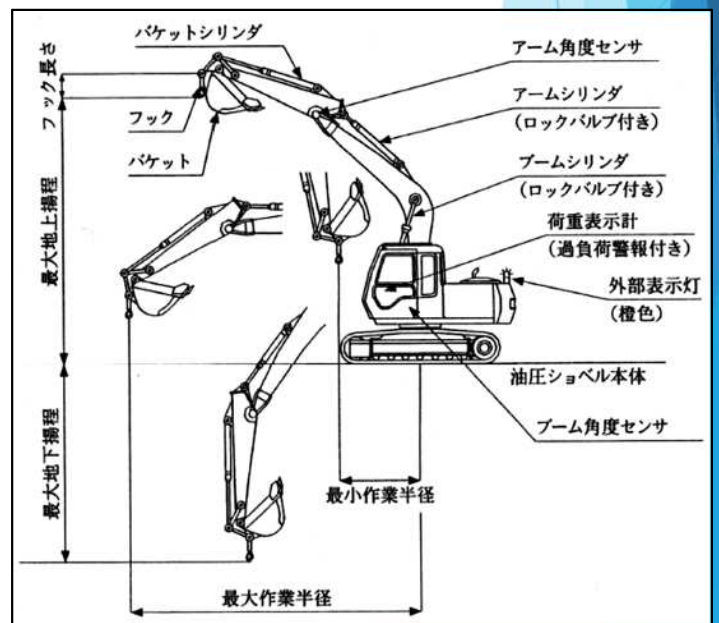
運転を行う者は、クレーン作業開始前に安全装置に異常がないことを確認し、安全装置を正しく取扱い、その機械の定められた性能範囲内の運転を順守しましょう。

安全装置の機能を停止させた運転は禁止されています。



**安全装置は
大切だよ！**

裏面へ



3 クレーンモードとショベルモードの違い

クレーンモードへの切換えを行うとショベルモードと比べて、主に以下の違いがあります。

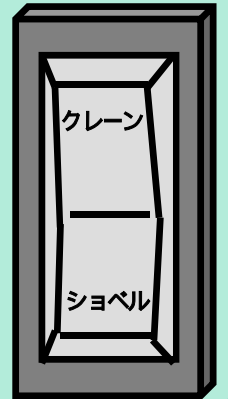
エンジンの回転数に制限がかかります。
旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限されます。
移動式クレーンに必要な安全装置が有効になります。

旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びてオーバーロードになることがあるので注意が必要です。

つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなります。つまり、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になります。



モード切替
エンジン!



北海道冬季ゼロ災運動

～冬季特有の労働災害を防止しよう！～

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。



取組期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

主唱者

北海道労働局・各労働基準監督署（支署）

実施者

事業者

重点災害

転倒災害、高所における除雪作業災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは労働災害のない日本を目指して働く方の安全に一生懸命に取り組み「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです!

滝川労働基準監督署では、あんぜんプロジェクトへの参加登録を勧奨しています。手続きは、とっても簡単!! 詳しくは、当署安全衛生課まで! お気軽にお声がけください。